

# 令和元年 第2回

## 智頭町議会臨時会会議録

令和元年7月26日 開会

令和元年7月26日 閉会

智頭町議会

## 第2回智頭町議会臨時会会議録

令和元年7月26日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第57号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5. 報告第 5号 法人の経営状況について
- 第 6. 報告第 6号 法人の経営状況について
- 第 7. 常任委員の選任について
- 第 8. 議会運営委員の選任について

#### 追加日程

- 第 1. 議長の辞職
- 第 2. 議長の選挙
- 第 3. 副議長の辞職
- 第 4. 副議長の選挙
- 第 5. 議席の一部変更
- 第 6. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙
- 第 7. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 8. 議案第58号 智頭町監査委員の選任について

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第57号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5. 報告第 5号 法人の経営状況について
- 第 6. 報告第 6号 法人の経営状況について
- 第 7. 常任委員の選任について
- 第 8. 議会運営委員の選任について

追加日程

- 第 1. 議長の辞職
- 第 2. 議長の選挙
- 第 3. 副議長の辞職
- 第 4. 副議長の選挙
- 第 5. 議席の一部変更
- 第 6. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙
- 第 7. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 8. 議案第58号 智頭町監査委員の選任について

1. 会議に出席した議員（11名）

2番 安道泰治	3番 國本誠一
4番 河村仁志	5番 高橋達也
6番 大藤克紀	7番 岩本富美男
8番 谷口雅人	9番 岸本眞一郎
10番 酒本敏興	11番 中野ゆかり
12番 大河原昭洋	

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（8名）

町 長	寺谷誠一郎
副町長	金児英夫
教育長	長石彰祐
総務課長	矢部整
山村再生課長	山本進
福祉課長	小谷いづ美
総務課参事	福安教男
教育課参事	大藤邦彦

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 柴田睦子  
書記 松田絵理

開会 午前10時00分

開会あいさつ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第2回智頭町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、中野ゆかり議員、9番、岸本眞一郎議員を指名します。

#### 日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

#### 日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和元年6月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

次に、今臨時会の説明員につきましては、7月22日付をもって町長並びに教育長に出席の要求をしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第57号

日程第5．報告第6号から日程第7．報告第7号まで 2報告  
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第57号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第2号）から、日程第6、報告第6号 法人の経営状況についてまでの2報告を一括して議題とします。

町長に、提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第2回臨時町議会を召集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

まず、議案第57号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

民生費の社会福祉費で、老人福祉センターの火災報知設備修繕料を、商工費の商工振興費では、プレミアム商品券販売を委託販売から直営販売に変更することなどに伴い、事業費の組み替えを、教育費の学校給食費では、学校給食センター業務用冷蔵庫更新費用を、それぞれ措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、347万3千円であり、補正後の予算総額は69億4,583万6千円となります。

次に、法人経営状況につきましては、株式会社サングリーン智頭及び一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団の、平成30年度経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件につきましては、質疑の終了をもって、報告は終了となりますのでご了解ください。

日程第4、議案第57号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書と同時に配布しております令和元年度7月補正予算概要、こちらの方をごらんいただきたいと思います。

まず議案第57号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出の総額にそれぞれ、347万3千円を増額し、それぞれ69億4,583万6千円とするものでございます。

まず歳出の方から説明をさせていただきます。予算書の9ページをごらんいただきたいと思います。民生費の社会福祉費、老人福祉センター管理費では、先程も町長の説明がありましたとおり、老人福祉センターの火災報知器が壊れておりますので、こちらの修繕料を措置しております。

商工費の商工振興費では、この10月から引き替えになります、プレミアム商品券の販売につきまして、委託販売を当初予定しておりましたが、直営販売に変更することなどに伴いまして、それぞれそこに記載しております事業費の組み替えを行っております。

教育費の保健体育費学校給食費でございますが、こちらは学校給食センターの業務用冷蔵庫が壊れておりますので、こちらも更新する費用を措置しております。合計で、歳出合計が、347万3千円を増額補正となっております。

歳入につきましては、2ページに掲げておりますとおり、前年度の繰越金、また町債起債をもって措置をしております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第5、報告第5号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それでは、議案の1ページをお願いします。

報告第5号 法人の経営状況について。それでは、平成30年度株式会社サングリーン智頭の決算報告書5ページをごらんください。平成30年度の営業状況です。

1つめは、町有林の森林施業に伴う造林事業収入であります。2箇所です。11ヘクタールの間伐と1,032メートルの作業道開設を行っています。

2つめは、町有林における造林事業の林産品売上です。合計で900立米余りの材を地元の原木市場に出荷しています。

以下、森林組合や個人などからの林産事業収入、椎茸原木等の売り上げの林産品売上、補助事業を中心としたその他の事業であります。

総合計で、4,826万4,949円です。

続いて、6ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の部の流動資産と固定資産を含めた資産合計は、4,200万5,896円です。新たな資産として、グラップル付きバックホウ1台、フォワーダ1台を導入しています。

負債の部の流動負債と固定負債を含めた負債合計は、2,377万7,501円です。資本の部の資本金2,000万円に、積立金、前期繰越利益剰余金、当期欠損金を加えた資本合計は、1,822万8,395円、負債及び資本の合計は、4,200万5,896円です。

続いて、7ページの損益計算書をお願いします。30年度決算の欄をごらんください。

収益から費用を差し引いた営業総利益、1,736万1,371円。一般管理費合計2,560万4,561円。営業損益、マイナス824万3,190円です。年度中途の7月と9月に2名退職し、退職金445万円が発生しています。

営業外損益を差し引いた経常損益、マイナス606万9,307円。特別損益を差し引いた税引前当期損益、マイナス661万9,317円。法人税・住民税を差し引いた税引後当期損益、マイナス689万8,817円となります。これに前期利益剰余金を加えた当期未処分利益剰余金は、マイナス577万1,605円となります。

なお、人件費につきましては、事業への振り替えを行っておりますので、その総額は決算数字として表れておりませんが、人件費の総額は2,700万円余りとなっております。

8ページが、先ほどご説明した損益計算書の明細でありますので、ご確認ください。

9ページが、剰余金の処分についてであります。

当期未処分利益剰余金、マイナス577万1,605円を次期繰越欠損金として処分するものであります。

平成30年度におきましては、7月の西日本豪雨に伴う未曾有の災害のため、作業の段取りが大幅に狂うなど、非常に厳しい結果となってしまいました。

引き続き、町有林の整備をはじめとする各種事業について、サングリーン智頭と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、高橋達也議員。

○6番（高橋達也） 何点か質問いたします。まず4ページですが、今も説明がありましたように2名の方が退職されております。退職の主な理由、ご存知でしたら説明求めます。

5ページですが、収入、今も西日本豪雨災の影響で減ってしまったんだということだったのですが、過去何年間見ましてもずっとだいたい減っております、結構。筆頭株主としてこの減少傾向をどうとらえておられるのかお尋ねします。



あわせて、そのページの5番のその他事業の一番下、現地確認委託事業収入が60万上がっていますが、いわゆる地籍調査の事であるのかないのか、その辺を説明してください。

最後もう1点、代表的に6ページでお尋ねしますが、右下の資本の部の当期欠損金と当期末処分欠損金が上がっておりますが、平たく考えると赤字になっているととらえ方でいいのでしょうか。

以上です。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） まず2名の退職についてであります。退職の理由につきましても、詳細について承知はしておりません。

続いて、済みません、ちょっとお尋ねの内容を聞き漏らしてしまいまして、収入減をどう筆頭株主としてどうとらえているかのお尋ねだったと思います。町有林の施業はじめ森林組合からの受託等々精力的にやってもらってるんですが、現状の財貨等々含めてかなり厳しい状況が続いていると正直なところなんです。そこに追い打ちを加えるように7月の豪雨災害が発生ということで収益が思うように上がらなかった。7月の豪雨の前に急きょ機械を導入したり、退職金の発生等々そういった不測の事態が発生した事で、かなり厳しい決算結果となってしまったということがあります。

続いて、60万円の現地確認につきましても、これは日本型直接支払いの現地確認のことです。30年度から新たにサングリーン智頭に委託をお願いしているものであります。従前は、役場職員が8月9月ほぼ毎日のように現地に出て確認しとったわけですが、これをサングリーの方に委託という格好でお願いするようになったものであります。

最終的には、赤字決算ということになります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 重複するかもしれませんが、確認のため。7ページの損益計算書、営業利益については、ほぼ当初どおりの利益を上げている。でも費用については、820万の増になっている、結果として経常損益が660万の赤字ということですが、この要因は、災害のために仕事ができなくて収益が減ったのか、それともさっき言ったように2人の退職者が出たので退職金等の増でこの600万

になったのか、そこの要因を再度もう一度お願いします。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 町有林の森林整備につきましては、ほぼ当初計画とおりの仕事はできておりますが、ただ、材の搬出がなかなかできなかつたりとか、そういった段取りが大幅に狂ったということがございます。それに加えて森林組合から受ける仕事が豪雨の影響もあって、かなり減ってしまったということもございます。それと先程も説明しましたが、2名の退職ということで、それに伴って仕事の量にも影響が出ています。それからこれも説明しましたが、豪雨前の6月に新たに林業機械2台を購入した。購入に伴う減価償却等々、それも要因の一つとなっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） もう一つ、2名の退職者があって、現在これは補充されていないのでしょうか。現状はどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今のところ2名やめて、その補充ができていない状況であります。求人を出したり、様々なチャンネルに声掛けしたりとか、そういった人材確保に向けて鋭意努力はされておるのですが、なかなか思うように人材確保ができないと、できていないというのが現実であります。引き続き人材確保に向けていろんな可能性を探ってみたいと思います。なお、兵庫県立の林業大学校、宍粟のそこは2年間の課程なんですけど、2年目の生徒さんがサングリーン智頭にしばらく研修に来たいといったような話も出ているようです。そういった機会をとらえて人材確保に努めていくということでもあります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） それで多分、退職者の補充ができないと、今後の計画とおりの仕事量が達成できないだろうと、結果としてそれが収入の減につながっていくと考えられますので、やっぱり経営改善のためにも人員の補充とまだやめる可能性があるよううわさを聞きますので、なるべく処遇の改善をできるだけして、やめないような努力が必要ではないかなと思います。

以上です。

○議長（谷口雅人） 答弁求めますか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） サングリーン智頭の社長とも、このことはよく話し合っております。とにかくいろいろな人材確保に向けた可能性を探っていくということに尽きると思います。引き続き社長と話し合いをしながら対応を考えていきたいと思っています。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、報告第6号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

大藤教育課参事。

○教育課参事（大藤邦彦） はい、それでは議案11ページをごらんください。

報告第6号 法人の経営状況についてでございます。

先月17日に評議委員会を開催し承認を得ました、事業報告及び平成30年度の決算状況について報告するものでございます。

まず、13ページから18ページまでが平成30年度に開催しました事業報告でございます。

13ページから14ページにおきましては、（1）の文化美術展示事業を開催しております。また、14ページから15ページにおきましては、（2）の文化施設交流事業を展開しております。その内訳を記載しております。15ページから17ページにおきましては、（3）の観光振興事業、国際交流事業の内訳を明記しております。（4）の文化財保護啓発事業は17ページに記載しております。同じく17ページから18ページに（5）の石谷家住宅管理事業について、その状況を記しております。

続きまして、19ページから最終ページまでが、30年度の決算の内容でございます。お手元の決算報告書の19ページの収支決算と、20ページの前年度決算の比較をA3判に拡大したものを別途お配りしておりますので、20ページで30年度の決算に関する報告をさせていただきます。

まず、一般正味財産増減の部の（1）経常収益でございますが、4段目の基本財産受取利息であります、決算額8,987円であります。次に、受託収益でありま

す。1,057万4,000円、これが指定管理料でございます。次に、入館収入であります895万1,420円、入館者2万2,440人分と、志保やの会・年会費であります。続きまして、イベント収入といたしまして83万2,720円、これは庭園公開の収入であります。喫茶・物販収入が374万8,342円でございます。その他、県補助金、雑収益などあります。

経常収益の合計といたしまして、2,453万4,758円となります。

続きまして、(2)の経常費用でございますが、19ページで事業費と管理費にわかれておりますが、20ページで合算しております。

主なものといたしましては、人件費に係ります給料手当から、臨時雇用賃金、福利厚生費までが人件費でございます。また、維持管理費に用います光熱費、燃料代、及び租税公課、食糧費、公債費などについての支出の内訳を記しております。

経常費用の合計といたしまして、2,423万6,112円となります。

続きまして、2としております、経常外増減の部をごらんいただきたいと思っております。

平成30年度におきましては、当期一般正味財産の増減欄でございますけれども、29万8,646円となっております。また、下から5段目の指定正味財産の増減の部でありますけれども、期首残高、期末残高ともに数字は動いておりません。これは、積み立てております。立ち上げのときからの支出金でございますが、資本金に当たるものでございます。

正味財産期末残高といたしましては、2,903万7,433円となります。これが令和元年度へ繰り越しする金額となるものであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） もう今、決算書20ページの分で見させていただいたんですが、昨年は165万の赤字だったのが今年は29万8千円の黒字になっているということですが、その大きな要因には多分この職員給与が途中退職したということと、177万減ったということが大きな要因ではないのかなという気がするんですが、もしこの職員の退職がなければ、また例年通りの赤字に近いものになっていた

んではないかなという具合に危惧されるんですが、で職員についてはもう今の体制でこの減のままでいって、なるべく経営がプラスになるようにしていこうというお考えなのか、そこら辺はどういう具合に考えてるんでしょう。

○議長（谷口雅人） 大藤教育課参事。

○教育課参事（大藤邦彦） 財団の職員につきましては、理事会、評議会等々、財団の事務局長なりと相談しながら決めていきたいと考えております。

○議長（谷口雅人） 他ございませんか。

6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 19ページと23ページ、特に19ページはA3版の拡大版が配布されておりますけれども、それにしてもかなり見づらいんです。ですから、ぜひ来年は見やすいようにちょっと工夫されたらいいかなと思いますけど、ご見解どうですか。

○議長（谷口雅人） 大藤教育課参事。

○教育課参事（大藤邦彦） おっしゃられるとおりで私達も見にくくて仕方ありませんので、ぜひとも改良したいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（谷口雅人） 他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時30分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第57号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時38分

○副議長（大藤克紀） ただいまから、私が議長の職務を行います。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議長、谷口雅人議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大藤克紀） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、谷口雅人議員の退場を求めます。

（谷口雅人議員 退席）

○副議長（大藤克紀） 次に、職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（柴田睦子） 朗読いたします。

辞職願。

私、このたび議長の職を辞職いたしたく、ここにお願い申し上げます。

令和元年7月26日。

智頭町議会議長、谷口雅人。

智頭町議会副議長、大藤克紀様。

以上です。

○副議長（大藤克紀） お諮りします。

谷口雅人議員の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大藤克紀） 異議なしと認めます。

よって、谷口雅人議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

それでは、谷口雅人議員の除斥を解きます。

谷口雅人議員が入場されるまでしばらくお待ちください。

(谷口雅人議員 復席)

○副議長（大藤克紀） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時53分

○副議長（大藤克紀） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（大藤克紀） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項及び第2項により投票、あるいは指名推薦の方法がありますが、いずれの方法にしたらよろしいでしょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○副議長（大藤克紀） ただいま、9番、岸本眞一郎議員から投票によってとの発言がありますので、議長の選挙は投票により行います。

投票のため暫時休憩します。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前10時55分

○副議長（大藤克紀） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場を閉鎖します。

(事務局職員 議場施錠)

○副議長（大藤克紀） ただいまの出席議員数は11名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、安道泰治議員、3番、國本誠一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

投票用紙を配るまでしばらくお待ちください。

(事務局長 投票用紙配布)

○副議長（大藤克紀） 投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（大藤克紀） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(事務局長 投票箱を点検し「異常なし」の報告)

○副議長（大藤克紀） 異常なしと認めます。

(各議員 投票用紙に記入)

○副議長（大藤克紀） ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（柴田睦子） 2番、安道泰治議員。3番、國本誠一議員。4番、河村仁志議員。5番、大河原昭洋議員。6番、高橋達也議員。7番、岩本富美男議員。8番、中野ゆかり議員。9番、岸本眞一郎議員。10番、酒本敏興議員。12番、谷口雅人議員。11番、大藤克紀議員。

(各議員 順次投票)

○副議長（大藤克紀） 投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（大藤克紀） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

安道泰治議員、國本誠一議員、立ち会いをお願いします。

(事務局長は投票箱を開き、立会人とともに開票、

投票を点検・整理・集計する)

○副議長（大藤克紀） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。

有効投票のうち、谷口議員5票、大河原議員6票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、大河原議員が議長に当選されま



した。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局職員 議場解錠)

○副議長（大藤克紀） ただいま、議長に当選されました大河原昭洋議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって告知します。

大河原昭洋議員、議長の当選承諾及びあいさつをお願いします。

○新議長（大河原昭洋） ただいま、議員の皆様からのご推挙を賜り、議長に就任させていただき事になりました大河原でございます。

伝統ある智頭町議会の議長という大任を拝し、身に余る光栄であるとともに、同時に議決機関である議会の長としての責任は極めて重大であります。よって、改めて身の引き締まる思いであります。

本町は今、著しく進行する人口減少、少子高齢化という誰も経験したことのない時代を迎えております。大変厳しい本町の財政状況の中で、その時代に対応した医療、福祉、教育の充実や地方創生の取り組みなど、重要な政策課題が山積しております。この大きな課題解決に向けて、執行機関と共に議会がしっかりと機能する事が求められていると考えています。

町民の皆様から更なる信頼を得られる存在感のある議会を目指すためにも、議会の改革、活性化、チェック機能のより一層の充実を図り、そして、議長の職務である公正かつ円滑な議会運営に努めてまいり所存ですので、皆様のご支援ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。大変お世話になります。

ありがとうございました。

○副議長（大藤克紀） それでは、大河原昭洋議長。議長席にお着き願います。

これをもちまして議長の職務はすべて終了しました。

議長を交代します。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時16分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長、大藤克紀議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、

直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、大藤克紀議員の退場を求めます。

(大藤克紀議員 退席)

○議長(大河原昭洋) 次に職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(柴田睦子) 朗読します。

日付、令和元年7月26日。

智頭町議会議長殿。

智頭町議会副議長、大藤克紀。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、令和元年7月26日付けをもって副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長(大河原昭洋) お諮りします。

大藤克紀議員の副議長の辞職を許可することに異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、大藤克紀議員の辞職を許可することに決定しました。

それでは、大藤克紀議員の除斥を解きます。

大藤克紀議員が入場されるまでしばらくお待ちください。

(大藤克紀議員 復席)

○議長(大河原昭洋) 暫時休憩します。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時33分

○議長(大河原昭洋) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ち

に選挙を行いたいと思います。

異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

指名についてどなたか発言をお願いします。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 私は、副議長に中野ゆかり議員を推薦いたします。

以上です。

○議長(大河原昭洋) お諮りします。

10番、酒本敏興議員のご意見のとおり、中野ゆかり議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、中野ゆかり議員が副議長に当選となりました。

ただいま、副議長に当選されました中野ゆかり議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって告知します。

中野ゆかり議員、副議長の当選承諾及びあいさつをお願いします。

○8番(中野ゆかり) ただいま、副議長に就任させていただきました中野でございます。大河原議長をしっかりとお支えしつつ、執行部と議会がしっかりと議論ができる環境作りに、関係性作りに努めてまいりたいと思っております。

また、私が副議長にならせていただいくことによって、これまで以上に智頭町民の中の女性の方々が町政に関心を寄せていただける事を期待しておりますし、私自身、女性の意見をしっかりと声を町政に反映できるよう努めてまいります。

至らないところも多々あろうかと思いますが、皆さんご協力のほど、よろしくお願いたします。

○議長（大河原昭洋） 暫時休憩します。

休 憩 午前 11時36分

再 開 午後 2時30分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議席の変更を行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議席の一部変更をします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（柴田睦子） それでは申し上げます。

5番、大河原昭洋議員を、12番席に。6番、高橋達也議員を、5番席に。8番、中野ゆかり議員を、11番席に。11番、大藤克紀議員を、6番席に。12番、谷口雅人議員を、8番席に。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） ただいま朗読したとおり、議席の変更をすることに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読のとおり、議席を変更することに決定しました。

それでは、ただいま決定した議席に着席してください。

（議席変更議員 議席の異動）

○議長（大河原昭洋） 日程第7、委員会条例第3条第1項の規定により、常任委員の任期が満了することに伴い、委員会条例第6条第5項の規定のとおり、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、総務常任委員に、安道泰治議員、高橋達也議員、岩本富美男議員、岸本眞一郎議員、酒

本敏興議員、大河原昭洋議員。民生常任委員に、國本誠一議員、河村仁志議員、大藤克紀議員、谷口雅人議員、中野ゆかり議員。議会広報常任委員に、安道泰治議員、國本誠一議員、岩本富美男議員、谷口雅人議員、中野ゆかり議員をそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、常任委員を選任することに決定しました。

日程第8、委員会条例第4条の2第3項の規定により、議会運営委員の任期が満了することに伴い、委員会条例第6条第5項の規定のとおり、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員に、河村仁志議員、谷口雅人議員、岸本眞一郎議員、酒本敏興議員、中野ゆかり議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員を選任することに決定しました。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時33分

○議長(大河原昭洋) 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員、谷口雅人議員から、同組合議会議長宛に辞職願を提出したところ、議員の辞職願が許可されました。

ただいま、鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員が欠けました。

お諮りします。

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、追加日程第6として、直ちに選挙を行うことに決定しました。  
追加日程第6、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦と  
したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に大河原昭洋議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、大河原昭洋議員を当選人と定めることにご異議ありま  
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、大河原昭洋議員が鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に当選されまし  
た。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時35分

○議長(大河原昭洋) 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員、大藤克紀議員から、同組合議会議長宛  
に辞職願を提出したところ、議員の辞職願が許可されました。

ただいま、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠けました。

お諮りします。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第7、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に中野ゆかり議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、中野ゆかり議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、中野ゆかり議員が鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時39分

- 議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 追加日程第8、議案第58号 智頭町監査委員の選任についてを議題とします。
- 地方自治法第117条の規定により、大藤克紀議員の退席を求めます。
- （大藤克紀議員 退席）
- 議長（大河原昭洋） 町長に提出理由の説明を求めます。
- 寺谷町長。
- 町長（寺谷誠一郎） このたび追加提案しました議案について、その概要を説明します。
- 議案第58号 智頭町監査委員の選任につきましては、委員の辞職に伴い、新たに大藤克紀氏を選任するため、議会の同意を求めるものです。
- 詳細については、主管課長をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。
- 以上であります。
- 議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。
- これから質疑を行います。
- 質疑は、ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
- 次に、討論を行います。
- 討論はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。
- 以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決を行います。
- お諮りします。
- 本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
- （賛成者起立 9名）
- 議長（大河原昭洋） 起立多数です。
- したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。
- 大藤克紀議員の復席を求めます。
- （大藤克紀議員 復席）
- 議長（大河原昭洋） 以上で本日の日程はすべて終了しました。



会議を閉じます。

令和元年第2回智頭町議会臨時議会を閉会します。

閉 会 午後 2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和元年7月26日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議長 大 河 原 昭 洋

智頭町議会副議長 大 藤 克 紀

智頭町議会議員 中 野 ゆ かり

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎